

豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください!!

平成26年8月19日からの豪雨災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。全国的に、このような災害時にはそれに便乗した悪質商法による被害が多数発生しています。今回の豪雨災害に際しても、災害に便乗した悪質商法には十分注意してください!

過去の災害時にみられた便乗商法の例

- 「当社と被災家屋の修理契約をしたら、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。
- ボランティアや公的機関を装い「何か困っていることはありませんか」「清掃に来ました」などと訪問し、頼んだ後で法外な料金を請求する。
- 被災後の住宅を訪問し、「雨よけ」のブルーシートをかけた後、屋根工事を勧誘する。断ると『ブルーシート代』の名目で高額な料金を請求する。
- 「被災地に送るためにボランティアで古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なのでもったいない。打ち直しをしたほうがいい」と高額な布団のリフォームを勧誘する。
- 「損害保険を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」と訪問し、屋根の修理工事などを契約させる。その後、保険金を請求する時に経年劣化が原因であるのに自然災害を理由として偽って請求させたり、解約を申し出ると工事着工前でも高額な解約料を請求する。



過去の災害時にみられた義援金詐欺の例

- 公的機関、日本赤十字社、中央共同募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込むよう依頼するハガキやメールを送ってきたり、電話での勧誘や自宅に訪問してくる。

皆さんへのアドバイス

- 損害保険等の保険金を利用した工事を検討する場合は、**まず保険会社に相談**しましょう。また、工事を依頼する前に**複数の事業者から見積もり**を取り比較検討しましょう。
- 義援金は**信頼できる団体を通して送る**ようにしてください。また、振り込み口座がその団体の正規のものであることもマスコミなどで公表されている情報で必ず確認してください。

- ボランティアに仕事を依頼する時は、公的機関など信頼できるところを通じて依頼しましょう。

<ボランティアの依頼についての問合せ先>

広島市災害ボランティア本部
080-2931-1542 (又は1642)
安佐南区災害ボランティアセンター
080-2931-3642
安佐北区災害ボランティアセンター
080-2931-4542

不審に思ったり、何かトラブルになってしまったらすぐに**広島市消費生活センター**に相談してください!

(連絡先) **082-225-3300** (10時~19時、毎週火曜日と年末年始は休館です)

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています!

広島県生活センター 082-223-6111 (月~金曜 9時~17時、祝日は休館です)

平成25年度の消費生活相談より

① 平成25年度の相談件数は9,709件

前年度に比べて665件増加しました。

② 70歳以上の方からの相談がさらに増加

60歳以上の市民の相談割合は、人口割合の増加率以上のペースで増加し続けています。特に70歳以上の方の相談件数は昨年急増し、全体の27.7%を占めるに至りました。

③ 健康食品の送りつけ商法と劇場型勧誘が急増

高齢者を狙った健康食品の送りつけ商法と「ファンド型投資商品」などの「劇場型勧誘*」が急増しました。いずれも高齢者をだます詐欺的な手口です。
※複数の登場人物が現れて投資話を信用させ、消費者をだます手口

● 相談の特徴

第1位 放送：コンテンツ等

最も多いのはワンクリック請求などのインターネットによる架空請求・不当請求ですが、サクラサイトやオンラインゲームに関連した相談も増えてきています。とりわけ20歳未満からの相談では、69.9%を占めています。

第2位 レンタル・リース・貸借

賃貸住宅を退去する際、多額の原状回復費用を請求されて「敷金が返ってこない」「敷金以上に追加の請求をされた」といった敷金返還に関する相談が多くを占めています。

第3位 健康食品

高齢者を標的に頼んでもいないのに「注文された健康食品を送る」と強引に送りつけてくる手口が多発しました。

第4位 融資サービス

多重債務やヤミ金などの借金問題に関する相談。

第7位 ファンド型投資商品

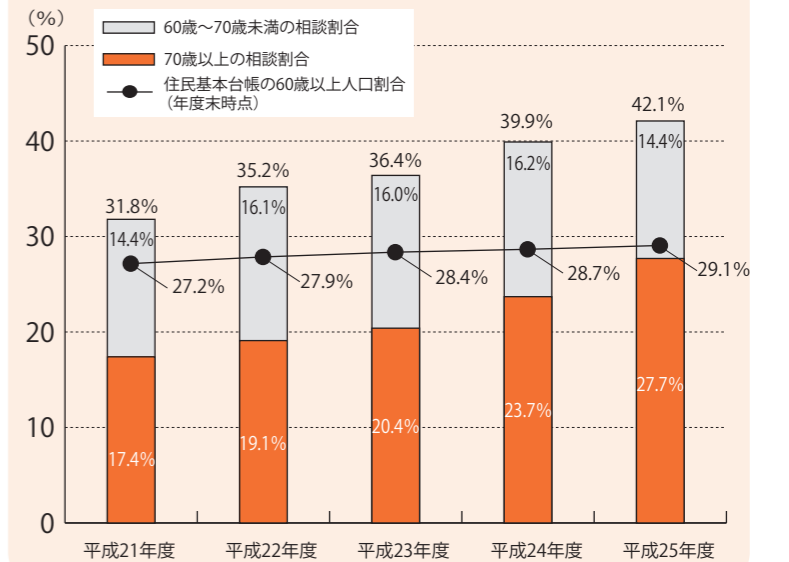
「劇場型勧誘」による相談がほとんどです。突然家に封筒が届いた後、別の事業者から電話がかかり「必ずもうかる」「お礼はするので代わりに申し込んで欲しい」と消費者をだましてきます。

被害額が高額になることが多く、一度被害に遭ってしまうと被害の回復は非常に困難です。

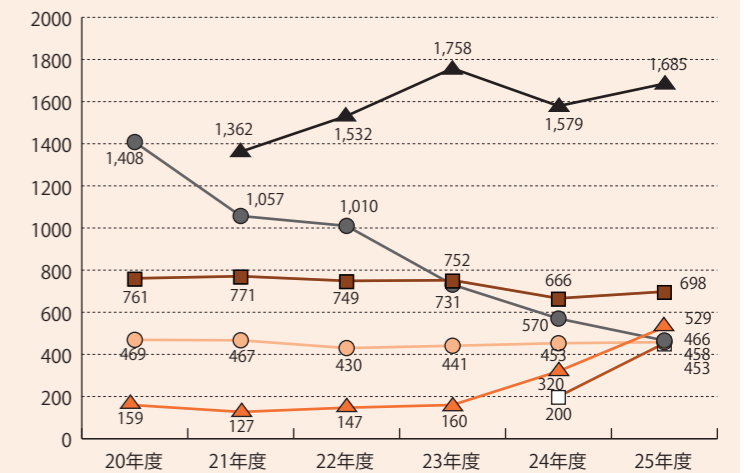
第8位 工事・建築・加工

住宅の建築やリフォームによる相談です。この中には排水管の洗浄などをきっかけに高額な床下工事を結ばせる「点検商法」という悪質商法による相談も含まれています。

図表1. 高齢者の相談割合の推移



図表2. 商品・役務別相談件数の年度別推移



※「放送・コンテンツ等」は平成21年度から、「劇場型勧誘」は平成24年度から分類

表3. 平成25年度 相談件数の上位10位

(単位：件)

1	放送・コンテンツ等	1,685	6	商品一般	352
2	レンタル・リース・貸借	698	7	ファンド型投資商品	318
3	健康食品	529	8	工事・建築・加工	276
4	融資サービス	466	9	役務その他	256
5	相談その他	458	10	インターネット通信サービス	248

広島市消費生活センターでは、消費生活に関する相談及び借金問題の相談を無料で受け付けています! お気軽にご相談ください!